

他科受診の手引き 令和4年4月版 追補

令和4年8月 社会保険研究所

以下の厚生労働省保険局医療課事務連絡により、本書について、表のとおり追補いたします。

令和4年7月1日「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その71）」

令和4年7月13日「疑義解釈資料の送付について（その18）」

令和4年7月22日「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その72）」

頁・箇所	旧	新
8頁・表2 検査 中欄1行目	OD000～D027 検体検査	OD000～D027 検体検査（ <u>検体検査のために行われる「診断穿刺・検体採取料（D400～D419-2）」は算定可能</u> ）
43頁・表A 中欄 下から2行目～	※上記事務連絡では令和4年3月31日までの措置とされたが、【 <u>令4.3.16/その68問1</u> 】により令和4年7月31日までの間、引き続き当該加算を算定可能	※上記事務連絡では令和4年3月31日までの措置とされたが、【 <u>令4.3.16/その68問1</u> 】により令和4年7月31日までの間、引き続き当該加算を算定可能。また、【 <u>令4.7.22/その72問1</u> 】により令和4年8月1日から9月30日までの間は、当該保険医療機関において患者の傷病について医学的に初診といわれる診療行為がある場合に、当該点数を算定することができる
46頁・表A 中欄 6行目～	係る点数（147点）【 <u>令2.4.10適用/その10・3</u> 】を算定できる【 <u>令4.5.1～令4.7.31適用/その70問1</u> 】	係る点数（147点）【 <u>令2.4.10適用/その10・3</u> 】を算定できる【 <u>令4.5.1～令4.7.31適用/その70問1</u> 及び <u>令4.8.1～令4.9.30適用/その72問2</u> 】
47頁・表B 検査 中欄1行目	OD000～D027 検体検査のうち、下記以外	OD000～D027 検体検査のうち、下記以外（ <u>検体検査のために行われる「診断穿刺・検体採取料（D400～D419-2）」は算定可能</u> ）
47頁・表B 検査 中欄8行目	<u>その30</u> （追加）	<u>その30</u> <u>D023・10 準用 SARS-CoV-2・RS ウイルス核酸同時検出【令4.7.1適用/その71】</u>
<p>参考 疑義解釈資料の送付について（その18）より</p> <p>問3 特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号）別表第十二の一に掲げる検査に、医科点数表第2章第3部検査の第4節「診断穿刺・検体採取料」に掲げる診療料は含まれるか。</p> <p>（答）含まれない。</p>		